



平成30年1月31日

広報資料

問い合わせ先

第一管区海上保安本部 警備救難部
刑事課長 高田 浩二 (内線3170)
国際刑事課長 小野 雄二 (内線3210)
TEL 0134-27-0118

平成29年の第一管区海上保安本部管内における海上犯罪の取締り状況について取りまとめたので、お知らせします。

第一管区海上保安本部では、悪質事犯の摘発を中心に海上犯罪取締りを実施した結果、組織的密漁事犯や外国漁船による我が国排他的経済水域内での違法操業など、920件を送致（前年比43件増加・平成21年以降で最高）しました。

平成29年の海上犯罪取締り状況について

1 犯罪の傾向

送致件数については、平成21年以降で最高の送致件数であり、増加した理由としては、漁業関係法令違反が前年と比較して35件増加しており、主に海水浴等のマリッジジャーを隠れ蓑として非漁業者が「あわび」「うに」等の高級水産物を不法採捕する事犯の摘発が増加したことが大きな要因となっております。

2 平成29年の主な摘発事犯

◎ 小樽海上保安部では6月に「なまこ」を狙った悪質な組織的潜水器密漁グループを摘発し、水産資源の維持にも寄与しております。

また、釧路海上保安部、根室海上保安部及び羅臼海上保安署では、漁業者による「かに」密漁事犯を検挙しております。

◎ 紋別海上保安部では、紋別沖の我が国排他的経済水域内において、かにかご違法操業を行っていたロシア人乗り組みの外国漁船1隻を検挙しました。

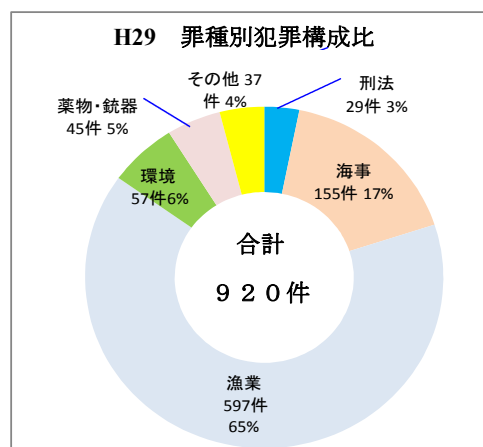
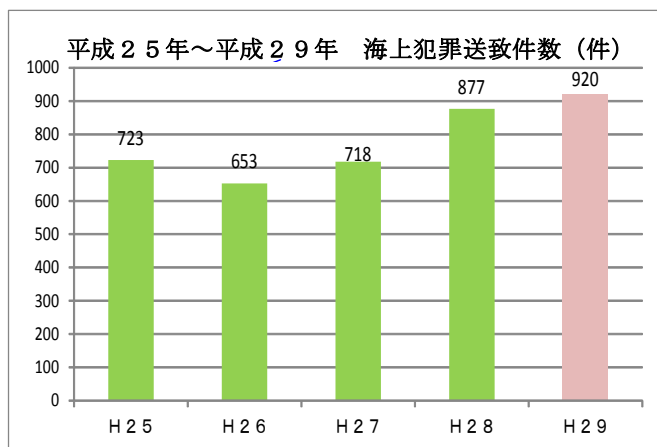
◎ 非漁業者による密漁についても、これまでと同様に強力な取締りを行い、厳正に対処しております。

3 罪種別送致件数等

罪種別送致件数及び主な事件は別紙のとおりです。

1 罪種別送致状況（別図1）

- (1) 平成29年における海上犯罪の送致件数は、920件（前年877件・43件増加）となり、平成21年以降で最高の送致件数となっております。
- (2) 罪種別犯罪構成比では、漁業関係法令違反が全体の約65%を占めているほか、海事関係法令違反が約17%、海上環境法令違反が約6%、銃器・薬物関係法令違反が約5%、その他法令違反が約4%、刑法犯が3%となっております。



2 各罪種における送致件数

(1) 刑法犯の送致件数（別図2）

平成29年の刑法犯の送致件数は29件（前年42件）で、前年から13件の減少となりました。

罪状別では、船舶の衝突、乗揚げ等の船舶の往来を妨害した罪「業務上過失往来危険等」が21件（前年35件）と最も多く、この内6件において死傷者が発生しております。

この他、船上作業等における不注意等により死傷者を発生させた罪「業務上過失致死傷」等7件（前年7件）及びフェリー船内での窃盗1件を送致しています。

これらは、船舶運航や海上における作業中の不注意に起因するものであり、人命の損失、船舶への損害等の大事故につながるおそれが多にあることから、今後も厳正に対応していくこととします。



《主な事件》

◆ 作業船転覆死亡事件

苫小牧海上保安署では、平成29年1月30日、パナマ籍貨物船SWIFTNES号が苫小牧港岸壁への係留作業実施中のところ、安全確認をしないまま後進をさせたため、同船から作業船ふじ丸に渡した係留用ロープが貨物船プロペラに絡まり、作業船が転覆、作業船船長を死亡させるとともに同船乗組員を負傷させたとして、貨物船船長を業務上過失致死傷の疑いで検挙しました。

◆ 船内窃盗事件

函館海上保安部では、平成29年8月12日、函館港向け航行中のフェリー船内において乗客が財布を盗まれたとの通報があったことから、海上保安官が臨場したところ、被害申告のあった財布を所持していた男性1名を確認、本件犯行の事実を認めたことから、窃盗の容疑で検挙しました。

(2) 海事関係法令の送致件数 (別図3)

平成29年の海事関係法令違反の送致件数は155件(前年143件)で、前年から12件の増加となりました。

罪状別では、船舶検査不受検航行、法定備品の不備航行等の「船舶安全法、船舶安全法施行規則違反」が55件、約36%、次いで船員雇入等にかかる手続き不履行等、「船員法違反」が45件で全体の約29%を占め、無資格運航等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」が13件、約9%等となっております。

海難に直結するおそれがある無検査、無資格運航等の違反や、暴走行為を繰り返す悪質な水上バイク等、安全な船舶航行を阻害する違反に対しては、厳正な取り締まりを実施しているところです。

(3) 漁業関係法令の送致件数 (別図4)

平成29年の漁業関係法令違反の送致件数は、597件(前年562件・平成20年以降で最高)で、前年から35件の増加となり、夏場に海水浴等を隠れ蓑とした非漁業者による密漁の増加が、その一因と判断され、また、近年、北海道沿岸においては「さけ」の不漁が懸念されているところ、河口付近において「さけ」の密漁が絶えず、引き続き取締りを強化して参ります。

漁業者による「かに」密漁のほか、なまこ等を狙った組織的な密漁が後を絶たず、その手口は年々悪質且つ巧妙化しており、平成29年については18名を検挙しております。

さらに11月には、昨年引き続き紋別沖の我が国排他的経済水域で「かご」等を使用して「かに」密漁に及んでいた外国漁船1隻のロシア人船長を検挙しており、これら悪質事犯について今後も関係機関と協力のうえ監視・取締りを強化し、摘発に努めることとしております。

《主な事件》

◆ なまこ潜水器密漁事件・かに密漁事件

小樽海上保安部は6月に小型船と潜水器を使用して「なまこ」を密漁した関係者等計8名を漁業法違反(無許可潜水器漁業)で検挙しました。

また、釧路海上保安部では4月、根室海上保安部及び羅臼海上保安署では、それぞれ7月に「かに」を密漁した漁業者計10名を漁業法違反(無許可漁業)で検挙しました。



◆ さけ密漁操業事件

近年、北海道沿岸海域における「さけ」不漁が懸念される中、室蘭海上保安部は10月1日から11月4日までの間に、管内河口付近において「さけ」を密漁した5名を検挙しました。



◆ 外国漁船による違法操業事件

紋別海上保安部は11月25日、紋別沖の我が国排他的経済水域で「かご」等を使用して操業したシエラレオネ共和国籍外国漁船を「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（無許可操業）」で検挙しました。



(4) 海上環境関係法令の送致件数（別図5）

平成29年の海上環境関係法令違反の送致件数は、57件（前年62件）で、前年から5件の減少となりました。

罪状別では陸上からの廃棄物不法投棄又は焼却事犯である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」が36件で約63%を占めており、次いで船舶からの油・ビルジ排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」が18件と約32%を占めています。

廃棄物不法投棄等については、依然として家庭で発生した廃棄物の投棄又は焼却が目立っており、海洋環境保全に係る意識の欠如が窺えることから、今後も、海洋環境を汚染する不法行為を摘発し、海洋環境保全に努めることとします。



《主な事件》

◆ 廃棄物不法投棄事件

浦河海上保安署では、平成29年5月6日から18日までの間に一般廃棄物である漁業系残さ・家庭ゴミ等を海域に投棄した5名を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」で検挙しました。

◆ 油不法排出事件

苫小牧海上保安署では、平成29年1月10日、苫小牧港岸壁に着岸中のミクロネシア籍貨物船甲板上的ドラム缶から作動油が漏出し、一部を海上に排出させたものとして、同ドラム缶の管理を怠った同船機関長を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反（船舶からの油の排出）」で検挙しました。



(5) 薬物・銃器関係法令の送致件数（別図6）

平成29年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は、45件（前年40件）で、前年から5件の増加となりました。

これらは、密漁行為に使用するために正当な理由なく規定の長さを超える刃

物を携帯した「銃砲刀剣類所持等取締法違反」です。

その他、紋別港岸壁に着岸中のパナマ籍貨物船船内において覚せい剤が付着した巻紙が発見されており、覚せい剤取締法違反の疑いで捜査中です。

過去に当管区内で摘発した薬物事犯については、ロシア人が関与する犯罪が多数を占めており、今後も引き続きロシア人船員等が乗り組む外国船舶を中心に、関係機関と緊密に連携して水際における積極的な監視・取締りを実施することとしています。



《主な事件》 覚せい剤不法所持

紋別海上保安部では、平成29年7月10日、紋別港岸壁に着岸中のパナマ籍貨物船に対する立入検査において、同船港湾労働者用トイレにおいて覚せい剤が付着した巻紙等を発見し、以後、覚せい剤取締法違反（不法所持）で捜査中です。

(6) その他法令の送致件数（別図1）

平成29年のその他法令違反の送致件数は、37件（前年29件）で、前年から8件の増加となりました。

この内、21件は無線局を不法に開設した「電波法違反」で、全体の約57%を占めており、その他に遊漁船に適正な標識を表示しない等「遊漁船等の適正化に関する法律違反」が9件（約24%）、事業者の就業制限違反「労働安全衛生法違反」が6件（約16%）、件本邦の港に入港するに際し、寄港地を偽って入港した「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律違反」1件（約3%）を送致しています。

「電波法違反」は前年22件と比較し、横ばい状態で依然として同種事犯は絶えておらず、無線局の不法開設は消防・救急無線等の混信や妨害等の発生原因に成り得ることから、今後も引き続き取締りを強化することとしています。

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」は、本邦以外の港から本邦の港へ入港しようとする船舶（国際航海船舶）及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害防止のために規定されており、今後も同法律の目的のため国際航海船舶に係る必要な審査を厳正に実施するとともに、取締りを強化することとします。



《主な事件》 船舶保安情報無通報事件

小樽海上保安部では、平成29年7月12日、外国の港から小樽港に無通報で入港したマレーシア国籍ヨットの中国人船長を「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律違反」の容疑で現行犯逮捕しました。